

## 目 次

### 第1章 ガイドラインの総則と適用範囲

1. 1	はじめに	1 p
1. 2	目的 (条例第1条、規則第1条)	5 p
1. 3	定義 (条例第2条、規則第2条～第3条)	6 p
1. 4	県、事業者及び土地所有者の責務 (条例第3条～第5条、規則第4条)	11 p

### 第2章 宅地造成等に関する工事の規制

2. 1	盛土規制法に基づく規制基準の付加	13 p
------	------------------	------

### 第3章 特定事業の許可等

3. 1	近隣関係者への説明 (条例第6条、規則第5条)	15 p
3. 2	特定事業の実施に係る許可 (条例第7条、規則第6条～第9条)	18 p
3. 3	許可の基準等 (条例第8条)	24 p
3. 4	特定事業の許可の変更 (条例第9条、規則第10条～第12条)	25 p
3. 5	標識の掲示 (条例第10条、規則第13条)	28 p
3. 6	着手届 (条例第11条、規則第14条)	30 p
3. 7	特定事業の中間検査 (条例第12条、規則第15条)	31 p
3. 8	特定事業の完了検査 (条例第13条、規則第16条)	36 p
3. 9	特定事業の許可の取り消し (条例第14条)	39 p
3. 10	定期的な報告 (条例第15条、規則第17条、第18条)	41 p
3. 11	特定事業の承継 (条例第16条、規則第19条)	45 p
3. 12	特定工作物の廃止時検査 (条例第17条、規則第20条)	47 p
3. 13	特定事業に係る保証金の預入等 (条例第18条～第21条、規則第21条)	50 p

### 第4章 建設発生土の搬出の許可制度

4. 1	建設工事の注文に当たっての発注者の指示 (条例第22条)	59 p
4. 2	特定建設発生土搬出に係る許可 (条例第23条、規則第22条、第23条)	60 p
4. 3	特定建設発生土搬出の許可の変更 (条例第24条、規則第24条)	66 p
4. 4	建設発生土搬出完了等の報告 (条例第25条、規則第25条)	68 p
4. 5	特定建設発生土搬出の許可の取消し (条例第26条)	69 p

### 第5章 雜則

5. 1	巡視活動 (条例第27条)	70 p
5. 2	報告の徴収及び立入調査 (条例第28条、規則第26条)	71 p
5. 3	指導及び助言 (条例第29条)	73 p
5. 4	勧告 (条例第30条)	73 p
5. 5	命令 (条例第31条)	74 p
5. 6	許可台帳 (条例第32条、規則第27条)	76 p

5. 7 手数料 (条例第 33 条) · · · · ·	7 8 p
5. 8 適用除外 (条例第 33 条の 2) · · · · ·	7 8 p
5. 9 規則への委任 (条例第 34 条、規則第 28 条、第 29 条) · · · · ·	7 8 p

## 第6章 罰則

6. 1 罰則 (条例第 35 条～第 38 条) · · · · ·	8 0 p
-------------------------------------	-------

## 第7章 技術基準の総則

7. 1 総則 · · · · ·	8 2 p
7. 2 他の技術基準等の適用 · · · · ·	8 4 p

## 第8章 盛土・切土の技術基準

8. 1 盛土・切土の技術基準 · · · · ·	8 5 p
---------------------------	-------

## 第9章 斜面地の工作物の技術基準

9. 1 斜面地の工作物の技術基準 · · · · ·	8 6 p
9. 2 斜面地の工作物の設計 · · · · ·	8 8 p
9. 3 太陽光発電施設に関する法体系 · · · · ·	8 9 p
9. 4 風力発電施設に関する法体系 · · · · ·	9 3 p
9. 5 工作物の構造 · · · · ·	1 0 2 p
9. 6 小段 · · · · ·	1 0 2 p
9. 7 排水施設の設計 · · · · ·	1 0 3 p
9. 8 のり面保護 · · · · ·	1 0 5 p
9. 9 施工管理 (排水処理) · · · · ·	1 0 8 p
9. 10 洪水調節池 · · · · ·	1 0 8 p
9. 11 沈砂池 · · · · ·	1 0 8 p

## 第10章 良好な自然環境及び生活環境の保全

10. 1 良好な自然環境及び生活環境の保全 · · · · ·	1 0 9 p
10. 2 事業区域内の森林の残置等 · · · · ·	1 1 1 p
10. 3 事業区域内ののり面の緑化等 · · · · ·	1 1 4 p
10. 4 事業区域内の境界部分の遮蔽等 · · · · ·	1 1 5 p
10. 5 稜線の景観の保全 · · · · ·	1 1 6 p
10. 6 水面の景観及び水中の生態系への配慮 · · · · ·	1 1 7 p

## 第11章 特定工作物の維持管理

11. 1 特定工作物に関する維持管理 · · · · ·	1 1 8 p
-------------------------------	---------

## **参考資料**

1	鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例、同条例施行規則	122 p
2	保証金に関する事務処理要領	145 p
3	参考様式	155 p

## 改定履歴

日付	改定の内容
令和4年5月1日	ガイドラインの制定
令和4年5月23日	誓約書（参考様式1-3）の見直し
令和4年7月11日	緯度経度を記載するよう参考様式を見直し
令和6年3月25日	宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴う条例改正を反映